

衛生管理者(健康管理担当者)研修会を開催

この研修会は、各所属所で組合員の健康管理に従事されている衛生管理者、保健師、人事・労務および福利厚生担当者の方々に出席していただき、職場における健康管理の推進、健康診断の円滑な実施等を図るため、毎年開催しています。

今年は、平成19年7月6日(金)に「共済会館やまと」にて下記の日程で開催しました。

日程表

時間	内容	講師
10:00~10:20	受付	
10:20~10:30	開会の挨拶	
10:30~12:00	「職場における健康増進対策の今後の方向性について」 ー平成20年度からの新たな健診体制をふまえてー	奈良県福祉部 健康安全局健康増進課 健康増進推進グループ 主任調整員 和家佐 日登美
12:00~13:00	昼食	
13:00~13:50	健診後の保健指導 「メタボリックシンドロームに着目した新しい健診・保健指導」 ーレベル区分に応じた保健指導ー	(財)奈良県健康づくり財団 保健師 前屋敷 明江
13:50~14:00	休息	
14:00~14:50	健診後の運動指導「健康づくりのための運動指導」 ー生活習慣病予防のためにー	(財)奈良県健康づくり財団 健康運動指導士 河野 光雄
14:50~15:00	休息	
15:00~15:50	健診後の栄養指導「内臓脂肪を減らす食事」 ーメタボリックシンドローム予防のためにー	奈良市総合医療検査センター 管理栄養士 堀江 真規
15:50~16:00	閉会	



和家佐 日登美



前屋敷 明江



河野 光雄



堀江 真規

※当日講師の都合により、講演時間を変更しました。

講演の概要

★職場における健康増進対策の今後の方向性について

医療制度改革によりメタボリックシンドロームに着目した新しい健診・保健指導が平成20年度から保険者に義務づけられた経緯とその必要性および健康増進法、労働安全衛生法や地方公務員等共済組合法が行うそれぞれの役割の重要性などをふまえ、「職場における健康増進対策の今後の方向性について」ご講演をしていただきました。

★健診後の保健指導、栄養指導および運動指導

厚生労働省が示している「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」を基に、平成20年度から始まる新しい健診・保健指導について、保健、栄養および運動指導の各指導内容を衛生管理者および健康管理担当者の方々を対象にした内容で、成人病健診担当検査機関の担当者により概要説明を行っていただきました。



ボーナスは組合員貯金へ

期末・勤勉手当(ボーナス)からの積立では、定例積立となっております。ご注意ください。

平成18年10月より、貯金規則等が改正されたことにより、期末・勤勉手当(ボーナス)から積立される貯金額は給与から控除されることになり、定額を積立する定例積立になりました。

このことにより、平成19年12月に支給される期末・勤勉手当(ボーナス)からの積立額は、平成18年12月のボーナス時に積立した額を給与から控除されますのでご注意ください(所属所によっては取り扱いが異なる場合がありますので、ご注意ください)。

また、毎月およびボーナス(6月・12月)の定例積立額を確認したい場合は、各所属所共済組合事務担当課へお問い合わせください。

なお、平成19年12月のボーナスからの積立額を変更される場合は、11月27日までに共済組合に報告が届きますように、所属所の共済組合事務担当課へお申し出ください。

右記の締切りまでに報告がなされない場合、定例額の変更ができず、平成18年12月に積立した額がボーナスから控除されますので、ご注意ください。